

平成18年2月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発 第0131002号」により、下記の検査項目に検査実施料が新設されましたのでご案内いたします。

敬白

### 記

適用日 : 平成18年 2月 1日から適用  
検査実施料が新設された検査項目

検査項目名	実施料	判断料区分	診療報酬 点数表区分	備考
淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 〔TMA 法による同時増幅法と HPA 法および DKA 法による同時検出法による〕	300点	微生物学的 検査 (150点)	「D013」 肝炎ウイルス 関連検査 の「10」	<p>ア. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「6」の微生物学的検査判断料を算定する。</p> <p>ただし、検査料については、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査の「10」に準じて算定できる。</p> <p>イ. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症又は淋菌感染症が疑われる患者及びクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療選択のために実施した場合並びにクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。</p> <p>ただし、区分「D012」感染症血清反応の「18」の淋菌同定精密検査、同区分「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「2」の淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、同区分「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又はクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>ウ. 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法と HPA 法及び DKA 法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。</p>

検査項目名	実施料	判断料区分	診療報酬 点数表区分	備 考
プロカルシトニン (PCT)	320点	生化学的検査( ) (155点)	「D007」 血液化学検査の「43」	<p>ア. プロカルシトニン(PCT)は、区分「D007」血液化学検査の「43」に準じて算定できる。</p> <p>イ. プロカルシトニン(PCT)は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。ただし、区分「D007」血液化学検査の「43」のエンドトキシン定量検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>

尚、現時点では上記項目の受託はしておりません。